



# フェローシップ・ニュース No.94



アディクション関連講座No.51 2019/4/15

## 「逮捕するだけが刑事じゃない！ ノードラッグスの歩み」

蜂谷嘉治氏(警視庁組織犯罪対策5課)

今回のアディクション関連講座には、警視庁組織犯罪対策第5課の蜂谷嘉治警部にお越しいただき、今年で10年目になるノードラッグスの活動についてお話しいただきました。以下にその内容の一部を掲載します。

いつも言わせてもらうことですが、私がバカ親と言うのは、あなたよりもあなたの子供のことを思っているということを伝えるために、バカ親と言っているのです。親に負けていてどうして回復支援ができるか、という気持ちでこう言っています。

警視庁本部で個別支援をしていた時は、10時から4時45分まで代わる代わる相談者が来て、親に言えないことも私に話してくれ、そうして回復の歩みを一緒につづけてきた。これをやっている私に親たちがかなうわけがない、という気概でやっています。

**家族からの質問)** 覚せい剤で刑事施設に入っている、この夏が満期。帰ってきてからの対応を考えている。刑務所は2回目。身元引受人に母親になった。仮釈放になるかどうかはわからない。

**蜂谷警部からのアドバイス)** 近所の保護司が家に来るのは困るんじゃないかな。最近あの家の子、見かけないと思ったら今度は保護司さんが来た、とかいうのは家族の立場からすると困るでしょう。保護観察所に頼んで直担にしてもらったり、遠方の保護司の担当に代えてもらう方法もありますよ。

覚せい剤が怖いという勉強はAPARIでもしていると思いますが、私の父は茨城県警で暴力団担当で、父の背中を見て自分も刑事になりたいと思ってきました。刑法上の犯罪を取り締まるのが刑事、特別法を取り締まるのを取締員といいます。1981年に川俣軍司の連続通り魔事件がありましたが、自分は卒業配置が深川警察署でした。川俣は幻覚妄想状態で森下町で殺傷事件を起こした。警察官一年生の時にこの事件が所轄署管内で起こり、覚醒剤は怖いと思いました。翌年は大阪でアパート住人4人を刺殺した事件があり、これも覚せい剤の幻覚妄想のせいでした。

家族として一緒に生活するのは怖くないのかな。フラッシュバックはいつ起こるかかわからないのに。兆しをなるべく早く見つけて、見つけたらいつでも相談してほしい。私たち警察官と皆さんの関係では、捕まえるだけが仕事ではない。ノードラッグスに来てくれと言いながら後ろで手錠を持っているわけではない。アイスクリーンは逮捕するための検査キットではない。あくまでも再乱用防止のために使っているということをご理解いただきたい。

薬物検査は抑止力になる。アイスクリーンは疑いを晴らすだけではなく、自分に対する自信につながるから意味がある。

自分のやってきた就労支援の話をしましょうか。  
失敗ケース1。

20代の女の子。21歳の時に私が逮捕した。生い立ちは戸籍上は父親の名前なし、母、祖母、曾祖母と4人暮らし。母親は売春婦。祖母は万引き常習犯。小3の時、祖母が万引きで逮捕され、同級生に目撃されて言いふらされた。小3でいじめにあい不登校。小4で体が大きくなると、母親から売春を強要された。もらったお金は全額母親に渡していた。小5で祖母が縊死。曾祖母も亡くなり、母と2人暮らしになった。中学校に進学するが一度も登校していない。定時制高校も入学式にしか行かず、母子で売春を繰り返していた。ある男から覚せい剤を注射され、はまっていく。暴力団とも関係を持つようになり、17才で暴力団とつながり運び屋をやらされていた。

特定非営利活動法人  
アジア太平洋地域  
アディクション研究所

発行日  
2019年5月1日

APARIとは、アジア太平洋地域アディクション研究所(Asia-Pacific Addiction Research Institute)の略称です。

全国のDARCやMAC等の社会復帰施設、福祉・教育・医療・司法機関と連携しながら、依存症から回復しようとする方々を支援しているシンクタンクです。

### 目次:

逮捕するだけが刑事じゃない!... 蜂谷嘉治	1
新しい刑法の創設に向けて...尾田真言	3
支援につなげる覚せい剤事件の弁護術(6)... 高橋洋平	3
ドラッグコートを考える: オーストラリアのドラッグコート視察より...古藤吾郎	4
入寮者からのメッセージ...ケイジ 木津川ダルクから報告	6
司法サポートのご案内 家族教室スケジュール	8



講座の様子

若くて職務質問に遭わないというので利用されていた。3年前に池袋のホテルで、ある男と同伴。男の具合が悪くなり、彼の携帯で119番した。様子がおかしいので逮捕状を取ってトライエージで検査。その時彼女は21歳で、とんでもない奴だった。尿を出すように言うと、「令状もってこいお前！」と言う。カテーテルなんて痛いから嫌だねと言って自分で出した。反応が出たので逮捕。調べにも応じず、署名もしない。私が調べ室に入ると、「えらいのあんた？」「いいや」「年取ってるのにね」。「私は覚せい剤なんて見たことも使ったこともない」と言っていた。その彼女の笑顔を見せるまでいろいろな努力をした。毎回落語を作って披露もした。そうしたらやっと笑顔が見えてきた。

その彼女が、介護の仕事を自分で見つけてきて自分で働きに行った。給料手渡しなので、毎月5日の給料日に母親が受け取りに行ってしまうと給料が1円も本人に渡らない。「水道の水もらっていない？」と聞くから、「飯食ってないのか？」と聞くとそうだとする。500円の弁当を毎日ごちそうした。彼女が巣鴨署の管内で青たんになって110番が入ったことがあった。母親が男と二人で、就職の面接の前日に顔を殴っている。俺は傷害で訴えた方がいいよと言ったのに、彼女は自分で転んだと言い張った。ノードラッグスに参加している美容師に、特殊メイクをしてもらって面接に行った。協力雇用主の所だった。彼女には無数のリストカットの跡があった。幻覚妄想のたびに切っていた。それを見せたら就職を断られた。

「なんで介護の仕事がしたいの？」と不思議に思って聞いたら、小4の時に世話になった曾祖母にお返しができなかったので、自分は介護の仕事に就きたいということだった。そう聞いたら応援しないわけにはいかない。ハローワークで別な会社を紹介してもらった。アロハシャツの男が出てきて、「こういう子を引き受けなきゃ駄目でしょう」と、鶴の一声で雇用が決まったが、彼女は4か月後に辞めてしまった。9時から8時間労働ということで、彼女は8:45に行きますと言って電話をかけてきてくれる。ところが、9時始業で9:25には終わったと電話が来た。とりあえず通勤に慣れてもらうためいろいろなことをやってみてくれるということだった。4か月でやめたのは、私がいてもみんなの役に立てないから、ということだった。

やめてもいいが、次に自分のやりたいことが何か、目標を持っていなければいけないと約束していた。彼女は自分が無資格であることが、どれだけ周りに迷惑をかけているか分かったと言って、資格を取りに行きたい、と言って勉強に通った。見事にハンコが並んでいた。試験には1回で受かった。介護施設で働きながら勉強していた。しかし施設でいじめにあった。それで辞めて今は横浜の病院で働いている。通勤が3時間かかる。朝始発に乗って行って向こうに着いてからバスに乗る。タクシーに自腹で乗ることもある。

就労支援については、今までさんざん失敗してきた。協力雇用主制度を使うと200万円を限度に保証してもらえる制度を知ったが、条件がたくさんあって薬物の回復者にはなかなか使えない。また、就労がすべて良いというわけではない。少し体を休めて精神、身体の回復を目指す必要のある人もいる。

親と一緒に住むのが不可能な人は自分で生きていけないといけないうし、就労支援は非常に重要なことだが、子どもが何をやりたいのかということ子ども目線に立って物事を考えていけないといけない。同じ会社にいるときに2回捕まったというのなら、会社での仕事が引き金になるから3回目の就職はやめた方がよい。なるべく引き金を引かないようにした方がよい。

協力雇用主制度を使うのがいい場合もある。だが、前科ある奴雇っているんだからありがたく思え、という態度のところもある。先ほどの20代の女性だが、愛の手帳もらった方がいいよと言われ、記録が何もないので飯田橋の施設に連れていった。高卒認定の勉強をさせると、国語がよくできて、85点とれた。先生は、やればできる子だから、手帳はいらないのではと言った。精神障がい者手帳はもらって、自立支援は受けている。アパリクリニックに通っている。「あの子はやればできるから」と先生が言ってくれたのだから私はやればできる、と彼女は頑張る勉強して、東京都の最低賃金時給985円だが、資格を取ったので今は1300円もらっている。

ノードラッグスは今年の8月で10年を迎える。アパリとの関係もこの出会いがきっかけだった。平成19年から警察庁の薬物再乱用モデル事業を警視庁がアパリに委託し、毎週土曜日にアパリでプログラムと薬物検査をして、クリーンを証明することをやっていた。参加者は私のいた愛宕署でパくられた者ばかりだったが、その8人の執行猶予が切れる前に、出席者が少ないという理由で1年半でモデル事業が終わってしまった。

都心部には97警察署もあるが、当時薬物事犯者の回復に目を向けていたのは愛宕署だけだった。平成21年3月31日をもってモデル事業は終わり、その年の8月に第1回のノードラッグを始めた。それが今年で10年になる。支えられてきて10年続けられたという気持ちが大切だと思う。俺がやってやったという気持ちは少しもない。ノードラッグスに参加する警察署も年々増え、考えを同じくする仲間が増えていることは嬉しく思っている。



ノードラッグス池袋での蜂谷氏

## 新しい刑法の創設に向けて～アパリの活動から見えてきたこと

事務局長 尾田 真言

日本の刑法は、犯罪に対して刑罰の規定しかなく、治療処分の規定を持たない。アパリの活動の中で最近問題だと感じていることは、更生保護法第65条の2第3項が、保護観察対象者の意思に反しないことを確認しないと、保護観察所のプログラム以外の外部のプログラムへの参加を義務付けることができないとしている点である。覚醒剤使用の刑事裁判において、出所後はダルクに入寮すると宣言したことが評価されて、刑の一部執行猶予の付いた判決を言い渡された者が、仮釈放後にやっぱりダルクに行くのはやめたと強く主張した場合に、保護観察所によっては即日、保護会への転居を認めてしまうところもある。そういうわがままを言う人は保護会のルールを守ることもできないので、すぐにまた今度はアパートに転居することになるのだが、保護観察所によってはそれもすぐに許可される。保護観察対象者のダルクへ入寮したいという意思は受刑中の仮釈放の審査の過程で、地方更生保護委員会による仮面接と本面接で十分に確認されていたはずではないのか。ダルクを帰住地として仮釈放になっているのにもかかわらず、それを反故にしたのだから仮釈放を取り消す運用をすれば、それが抑止力となってわがままを言う人はいなくなることが期待される。このような運用が続くようでは裁判段階で出所後の治療計画等の立証など絵に描いた餅になってしまう。こうした運用を目の当たりにして、私はわが国の刑事司法手続が治療処分の規定を持たないことが原因だと考えるに至った。そこで刑法を犯罪に対して刑罰を科すだけでなく、治療処分（治療や回復プログラムを義務付ける処分）も付すことができるように全面的に改正する必要があると考える。その際、考えなければいけないことは刑罰の目的は何かという刑罰論である。日本では基本的には刑罰の目的は応報であり、言い渡された刑期の範囲内で再犯防止・社会復帰を考えるという相対的応報的論が主流となっている。この点、私は刑罰の目的は犯罪抑止にあると考えている。そうすると、犯罪者には再犯防止に役立つ刑罰あるいは治療を義務付けなければいけないということになる。

諸外国の制度を見ると、アメリカのドラッグ・コート制度は薬物離脱プログラムへの参加を促し、それをしない人に対してのみ通常の刑事裁判に移行して拘禁刑を科すようにしている。その人の持っている問題性を解決することが重要で、ただ拘禁刑を科して自由を制約すれば良いというものではない。社会内処遇も刑罰の一つの執行方法であり、ただ刑務所に入れればそれで済むというものではない。

ただし覚せい剤事犯だからということですべての人に一律のプログラムが必要となるわけではない。疾病性の程度は人それぞれなのだから、プログラムがいない人もいる。プログラムの必要性を判別する最も簡単な方法は薬物検査である。継続的に1年以上薬物検査をする必要はあるが、違法薬物を使っていないことが分かっている限りは何もしなくてよい。使っていることが分かったときには薬物離脱プログラムを義務付ける必要が出てくるのである。ハワイ州立裁判所のスチーブ・アルム判事が2004年に始めたHOPEコート（フェローシップ・ニュースNo.60、62を参照）を参考に制度の創設を考えていきたい。

現場サイドからのコメント：

我々ダルクの現場サイドとして感じる事は、仮釈放又は一部執行猶予の制度を利用したものの最終的にはダルクでの治療を拒否するような行為は、制度とダルクを単に自己の都合の為に利用しただけに思われる。いわゆる遵守事項違反、裁判での「約束」が守られないことに対する措置は一体どのような事情があり、このようになるのか疑念を感じざるを得ない。これらはまず本人の問題ではあるが、この問題を正しい方向に導くのが法なのではないだろうか。

藤岡ダルク 施設長  
山本大

## 支援につなげる覚せい剤事件の弁護術（6）

嘱託研究員・弁護士 高橋 洋平

これまでは主にダルクに繋がった方を紹介してきましたが、今回は、専門病院で治療を受けた方で、先日、執行猶予が無事に終了したとの報告があったのでご紹介したいと思います。

この方は、当時の交際相手と覚せい剤を使用し、懲役1年6月執行猶予4年の判決を受けました（前刑）。本人は深く反省し、家族も厳しく監督していく等のお決まりのやり取りがあったことでしょう。

しかしながら、前刑の執行猶予が終了してから2年ほどで覚せい剤の事件で再び逮捕されました。さすがに今度はばかりは治療が必要だということで、家族が専門病院を探し出して保釈で入院。

事案としては、執行猶予経過後2年ほどの再犯なので再度の執行猶予は難しい状況でしたが（通常の量刑相場からすると1年6か月程度の実刑判決が予想されます）、本人や家族が入院治療を最後までやり遂げたいとの強い希望があったので、第一審の裁判中に入院治療を終えられるようにスケジュールを調整しました。そうしたところ、裁判所は治療の取り組みを前向きに評価し、なんと！執行猶予4年（保護観察付）の判決になりました。

それから4年が経過しました。この方の場合は、病院での診察や定期的な尿検査、そして、保護観察のプログラム、保護司の先生のフォロー等の支援態勢で保護観察の4年間を無事に乗り切ることができたとのことでした。

もちろん、その間、仕事も頑張り、自分の趣味に没頭したりと、報告の内容からとても充実した毎日を過ごしていることが伝わってきました。

確かに、前刑後、短い期間で再犯に至ってしまいましたが（この点、裁判では刑事責任が重いと厳しく非難されるところですが）、社会内で再起を図るチャンスを得た結果、この方の人生はどれほど前向きに、そして、明るい未来へと変わっていったことでしょうか。これからも多くの支援者との関わりを持ちながら（ほどよい距離間を保ちながら）、明るく元気に健康的な毎日を過ごしてほしいと思っています。

明石書店より

発売！！

Amazonや全国の書店  
でお買い求めください！

# ダルク

回復する依存者たち

# DARC

Drug Addiction Rehabilitation Center

その実践と多様な回復支援 ダルク編

（わたしたち）を救う理念があれば、（わたし）たちは自由でいられる

自助グループについての  
当事者研究の金字塔

熊谷 晋一郎

（原典：東京大学大学院法学政治学専攻「ダルク」研究会）

価格：2,160円

（税込み）

## ドラッグコートを考える：オーストラリアのドラッグコート視察より

ソーシャルワーカー 古藤吾郎  
(日本薬物政策アドボカシーネットワーク事務局長)

右写真⇒  
4月のシドニーは東京より暖かい日差しでした

オーストラリアの代表的な都市であるシドニーは、ニューサウスウェールズ（NSW）州に位置します。この州では、ドラッグコート（薬物裁判所）という司法プログラムが20年に渡り展開されており、これまでにそのドラッグコートを数回訪ねる機会がありました。この4月にも全国薬物依存症者家族連合会の方々をはじめグループで視察に行ってきました。ドラッグコートの職員や現地の専門家が教えてくださったことをもとに、私が解釈した概要をここにまとめました。

ドラッグコートとは、一般的には薬物事件を専門的に取り扱う裁判所のことで、米国を中心にいくつかの地域で展開されています。この4月から、私は東京都の保護観察所の薬物再乱用防止プログラムにかかわるようになりました。ドラッグコートではありませんが、薬物使用者に対する刑事司法的な関わりという点では共通するところもあります。この間、保護観察プログラムで薬物事犯者に関わることの重要さと難しさに直面し、考えをめぐらせています。今回はNSW州のドラッグコート視察による学びをもとにそのあり方について、日本の保護観察プログラムにも照合することを試みて考察しました。紙面の都合で、ドラッグコート制度についてはそれほど詳細に説明しておりません。どうかご了承くださいませ。



### NSW州のドラッグコートの特徴

- 同州では、薬物の個人的使用やそのための所持については、ドラッグコートの“対象外”です。例えば警察にみつかった場合などは、逮捕されることはなく罰金や警告処分を受けたり、治療を受けるように勧告されることになり、裁判ケースとはならないとのことでした。
- ドラッグコートの対象者は、本人に薬物使用障害（依存症）があるとみなされ、暴力性のない犯罪を何度も繰り返したことで、ついに実刑（刑務所に入る）判決を受けるに至った人です。代表的な罪名は、窃盗、住居侵入とのことでした。

### ドラッグコートのプログラムとは：Aさんのケースとして（架空の例です）

Aさんはヘロインを10年以上使用してきていて、最近では覚せい剤も使用することが増えました（シドニーではヘロインが人気だったのですが、覚せい剤を使う人が近年増加しているそうです）。この間、安定した収入がなく窃盗を繰り返し、これまでも何回か逮捕されてきましたが、今回ついに“窃盗”で実刑判決を受けることになりました。その裁判の過程でAさんには薬物使用障害があることが認められました。

#### <① Aさんの選択肢>

- 窃盗の罪に対して、判決通り刑務所に入る。
- ドラッグコートの監視のもと、地域で2年間（個人差ありますが、だいたい1年から2年くらいのようです）過ごす。監視期間を問題なく終えた場合、窃盗による実刑判決は取り消され、別の判決（例えば、罰金刑やボランティア奉仕など）が言い渡される。

#### <② ドラッグコートを選択>

Aさんはドラッグコートを希望し、選ばれました（NSW州では、対応できる枠に対して希望者が多く、ドラッグコートにいける人は希望者のなかから抽選で決まるとのこと）。

#### <③ ドラッグコートによる監視的介入（遵守事項）>

- 裁判所に所属する保健の専門家がAさんのための薬物使用障害のプログラムを決定します。薬物使用だけでなく生活状況など多面的なアセスメントにより、Aさんは地域で利用できる通所の治療プログラムへの参加が義務づけられました。
- ドラッグコートに定期的に出頭（最多で週に2回、違反がなければ頻度が下がる）し、尿検査を受けたあと、ドラッグコートのチームとともに、裁判官と面談します。ドラッグコートのチームには、検察、弁護士、看護師（保健・福祉の専門家）、地域の保護観察官（のような役割をする人）によって構成されます。NSW州の地方裁判所にて週に1～2回開廷されます。

#### <④ プログラム開始>

Aさんは地域の通所プログラムでカウンセリングを受けたりグループワークに参加したり、就労支援などを受け、約1年でプログラムが終わり働くようになりました。ドラッグコートの監視期間はまだ1年ほど残っているため、その間はドラッグコートに定期的に出頭し、尿検査と裁判官との面談が続きます。

#### <④' 遵守事項違反>

Aさんが尿検査で陽性の結果がでる、遵守事項である門限を破る、連絡しないで出頭しない、などが起きた



### 「実践アディクションアプローチ」

信田さよ子編著：金剛出版

ダルクの施設長の方々とともに私も執筆致しました。専門家と当事者が織りなす「アディクションアプローチ」の総展望！

場合、まずは介入を見直したり、本人との面談などがおこなわれます。それでも数回繰り返した場合、ペナルティが課され、例えば一週間だけ拘留するなどの判断を裁判官が下します。

#### <⑤ プログラム終了>

ドラッグコートの監視期間中に、薬物の使用がなく（尿検査で陽性がです）、他の問題行動（遵守事項違反や犯罪）などもなかったため、監視が終了となります。そして、前述のように、もともとAさんにでていた「窃盗」に対する実刑判決は取り消され、新しい判決として罰金刑などが言い渡されます。

**<NSW州でのドラッグコートの効果測定>** 20年の実績が効果検証されており、プログラムの完遂率は55%で、刑務所での処遇より費用対効果が高いことが証明されているようです。一方で、枠数を増やすことに対しては、予算がつかず、予算をつけるのは政治的に難しいとのことでした。

#### <NSW州のドラッグコートをめぐる考察>

##### 素晴らしいと感じる点

- プログラムを保健の専門家がアセスメントして立案している点。他国にみられるドラッグコートでは、裁判官など司法家が治療プログラムを決定している場合があります、それとは異なります。
- 地域社会の治療・回復プログラムを利用する点。例えば、日本では地域保健の資源のバラエティが非常に乏しく、司法サイドの保護観察所が主体となってプログラムを提供せざるを得ない状況にあります。NSW州では地域の保健・福祉の専門団体や自助グループなどがプログラムを提供しています。
- 治療・回復プログラムは、司法ではなく、地域の実施者が主体であり、ドラッグコートから独立している点。例えば日本の保護観察では、本人の回復や生活状況に関係なく、司法機関が決定した保護観察期間中はプログラムを定期的に必ず受けなければいけないものとなりますが、NSW州では地域の治療・回復プログラムがその期間を決めています。Aさんの場合、④のように、治療・回復プログラム自体はドラッグコートの監視期間に関係なく終了しています。

##### 難しいと感じる点

- ドラッグコートに行くかどうかは本人の選択とされていますが、刑務所に行きたいか行たくないかの選択と、薬物使用障害に対するプログラムを受けたいか受けたくないかの2つの選択を、切り離すことなしに選ばなければいけない状況となっています。他者からみれば、回復に向かうきっかけづくりと言えるかもしれませんが、Aさんにとってみれば、必ずしも望んでいないことを、選ばざるを得ない状況に追い込まれているという可能性をないがしろにできません。犯した罪に対しては相応で妥当な償いが求められるのでしょう。ただ、治療は“罪”ではなく“疾病”に対応するものなので、そうすると、疾病に対して治療を受けるように第三者が追い込むことの正当性に悩みます。
- 治療・回復は本人の健康のためのものであるはずですが、Aさんが地域で受けるプログラムは、本人の健康や福祉の向上のために提供されているでしょう。しかしながら、Aさんはドラッグコートによる監視のもとで参加が義務付けられています。監視期間中は、尿検査をして特定の薬物についてだけ使用しないことが要請され、遵守できないときは裁判官によって罰則が与えられます。そこでは司法規範に従うことが求められていることとなります。これをAさんの視点で考えようとする、たとえ外部の団体で受ける治療であっても、それはドラッグコートによる監視の一部に組み込まれているので、どこまで自分自身の健康のためだと捉えることができるのだろうかと思案します。本人が自分の健康のためと思うことができずに受ける治療になるのであれば、それはいったい誰のための治療なのか、と困惑します。
- さらに、薬物使用障害があり、窃盗を繰り返すような場合、その背景にはさまざまな社会的な事情があることも想定できます。例えば、摂食障害、発達障害、知的障害であったり、暴力被害のトラウマなどを抱えている場合があります。対人関係や環境のなかで生きづらさが強まるので社会的なものと言えます。社会的な要因に関係が深い困難や生きづらさに直面し、覚せい剤やヘロイン、アルコールや処方薬・市販薬などを使うことがありながら、生き延びている場合があります。ドラッグコートのもと、社会的な要因に働きかけるよりも、特定の薬物の断薬を一定期間だけ優先して強制することは、本人の心身の健康状態や生きづらさへの前向きな変化に、どれほど役立つと言えるのだろうかと考えます。

ドラッグコートのような司法的な介入により、本人がその治療・回復に満足する場合ももちろんあるでしょう。そしてこのシステムを支持する司法を中心とする専門家たちもたくさんいます。一方で、ドラッグコートを支持する当事者団体の動きを、海外で見聞きしたことはありません。そして、その構造が倫理的に公正であると明確にされたものにもまだ触れたことがないため、悩みが尽きません。ドラッグコートをはじめ、司法対応の在り方については多くの議論が繰り返されています。私のなかで明白なのは、どのように司法が関わるにせよ、地域社会において利用できる社会資源の整備が大前提にあることです。日本の場合、地域の資源が圧倒的に欠乏しています。医療・保健・福祉も含め、多くの人が忌避していますし、そこには薬物使用をまるで重大犯罪であるかのように捉える根深いスティグマ（差別や偏見として表れるもの）があります。ソーシャルワーカーとして、ドラッグコートをはじめ司法介入について考える際、地域保健のあり方が変わることの重要性を痛感するとともに、地域で役立つ資源の整備が急務であると捉えます。

国際的な動向としては、薬物事犯にとどまらず、暴力性のない軽微な犯罪に対して、受刑という向き合い方を見直すべき、と女性の当事者（かつて収容された女性たち：formerly incarcerated women）を中心とする声が上がってきています。また、「女性非拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則」（通称バンコク・ルールズ）が採択されて10周年を迎える来年、京都で国連犯罪防止刑事司法会議（Crime Congress）が開催されます。国際的に再犯防止が議論されることになるであろうと、その動向に注目しています。



シドニーの動物園で出会ったコアラ。

日本薬物政策アドボカシーネットワーク（通称：NYAN）は、健康と福祉に重点を置いた薬物政策の発展を目指すプロジェクトです。当事者、家族、保健・医療・福祉、司法等の専門家を中心に少しずつ活動を広げています。アパリに事務局を置いています。

## 藤岡ダルク 入寮者からのメッセージ

### 「私の中の私~In My Mind~」

ケイジ

NPO法人アパリは、群馬県藤岡市にある藤岡ダルクを運営しています。同施設の入寮者からのメッセージをお届けします！



「私の中の私」と書くと何か多重人格の様な感じにとられるかも知れないのですが、自分自身を見つめるとか、過去の自分、今までどんな生き方をしてきたのかを思い出すといった意味です。

私は今現在、群馬県の藤岡ダルクに入寮して生活しており、今までそしてこれからの事を考えながら、日々を過ごしています。

私は覚醒剤という薬物の依存者です。覚醒剤との付き合いは長く、バブル景気と呼ばれる頃でした。当時の会社の同僚が副業をしていて、その手伝いで小遣いかせぎをしていました。後に覚醒剤の密売と知るのですが、最初の頃は中身も知らずに茶封筒の配達をしていました。

ある日、届け先のお客さんに「腕を出せ」と言われ、素直に出したら注射を打たれました。初めての経験でしたが、すぐに周りの風景が明るく見えて、押し寄せる快感、多幸感に包まれ、この世にこんなに良いものがあるなんて・・・、みんなが欲しがるのも道理だ、と思いました。私もすぐに虜になりました。あれから30年以上月日が流れましたが、今でも初めの一回のことはよく覚えています。

長い月日の途中、何度か売人の手伝いという職を失って、薬物を使わなかった時期があったり、会社員として社会に係わりを持っていた時期もありました。社会的に無職になるという期間はほとんど無かったため、経済的に不自由がない状態で普通の生活を営むことができていたので特にやめなくては駄目だとは思いませんでした。

覚醒剤に対する考え方は、すんなり状況次第で止められるし、再使用するときも罪悪感無く使えるため、薬物に対して善悪という気持ちはなく抵抗なく楽しめるのだと思っています。だから警察に捕まった時でも法律に違反しているのだから仕方がない程度にしか考えていませんでした。

この時期の頃を振り返ってみると自分の性格は、内向的で人見知り、思ったことも正直に相手に伝えることはできず、もっと積極的になりたい、強い自分になりたい、そんな気持ちを抱えて覚醒剤を使用していたように思います。だから覚醒剤は、自分を変えてくれるパスポートのような役割をしてくれていました。

実際覚醒剤を使うと、頭の中で楽しい妄想が始まり、素面でできないことをやりたい気持ちでいっぱいになります。強くなった自分は、それが今はできるという開放的な感覚になり、それを行動に移すこともすんなりできてしまいます。薬物が自分の欠点をカバーしてくれるので助けてくれていると信じていました。覚醒剤の虜になっている生活が自分の中の“普通の生活”になっていました。

その生活の中で、逮捕された経験は4回あります。最後に逮捕されたのは、3年ほど前、2016年5月のことです。

その5ヶ月程前にも逮捕され、執行猶予の判決を受けていたので、合計3年の懲役刑を受けました。留置場にいるときに弁護士を通してアパリを紹介してもらい出所の際、ダルクへ繋がる事になりました。

留置所生活、裁判、刑務所生活と薬物から離れ、正気を取り戻した（と思っている）私は、自分自身の事をゆっくり考えるようになってきました。

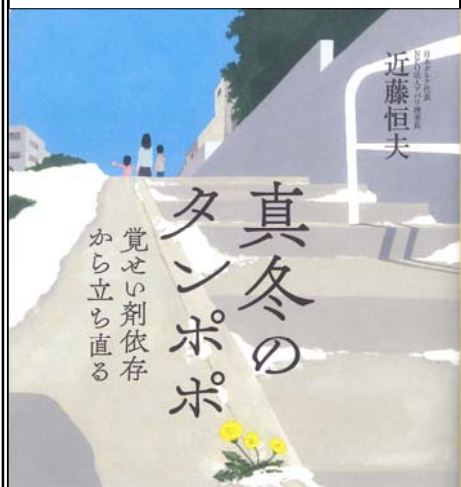
薬物依存症がどういうものを刑務所の中でノートに書き出すようになってきました。私は薬物依存症という問題を抱えており、この依存症というのは治り難く簡単に再発しやすい病気であるのでは？と、気づき始めました。

私が理解している依存症とは、依存とは多かれ少なかれ誰でも起きていることであり、私の場合は、その対象が薬物だけだと思っています。今でも薬物が悪いことだという思いが薄いのもかもしれません。

現在、2018年の11月に刑務所を仮釈放という形で出所し、そのまま藤岡ダルクへ入寮しています。

### 「真冬のタンポポ」

■発行：双葉社  
価格：1,400円（税別）



近藤恒夫  
「何度つまずいてもいい。人生に失敗なんかないんだ」  
ダルク代表が伝える“自分の痛み”に寄り添うことの大切さ

※全国の書店またはAmazonでお買い求めください。

※FAXでの注文も承ります。

FAX：03-5312-7588

ご注文の際には、住所、氏名、電話番号を記入し、日本ダルク事務局まで。

薬物を使っていない生活が始まり、調和と協調性を持って生活を送る、と刑務所で言われた言葉ですが、最近少し理解できるようになってきたかなと思います。なぜなら、社会での今までの自分は、自己中心で自分さえ良ければいい、他人など利害関係しか求めていなかったし、自分の都合悪い人間は相手にしなかったし。薬物を使えない自分になってみて、自己中心の世界を回す事ができなくなってきたからという辛い気持ちを味わっているからです。薬物に対しても常に欲求を感じています。薬さえあればまたあのときのような強い自分に戻れるのに……。

施設生活も約5ヶ月が経過しようとしています。プログラムで、食事当番をしています。食事という、生きていくのに必要不可欠なことに携わり、他人が食べておいしいと言ってくれたり、提供する行為に喜びを感じています。一日3回のミーティングでは、自分の話をするというよりは、人の話を聞いて自分とは違う視点や考えがあることを教わっています。

また、刑務所で習った認知行動療法は、考え方を換えれば行動も変わり、結果も変わってくるといったことでしたが、今まで一つの考え方にこだわっていた事も、違う視点、相手の事も考える事、私の利己的な行動が周りに迷惑な結果にならないようにとか、考えられるようになりました。少しずつ自分勝手な自分の中に人が入ってくる事の煩わしさ、そして楽しさの共存があることを感じています。

世の中の大半の人たちは、薬物とは関係のない生活を送っているのだから、私も薬物から離れ、使用しなくても生活してゆける日々を過ごしてゆきたいと思い始めてます。

私は薬物使用をすることに対して白旗を挙げてここに来たのか自分でも解りませんが、もうあの狂気の世界で翻弄されるのは嫌だと思っています。

今、私が思っているのは、白旗を上げただけでただ周りの流れに身を任せるだけでなく、こんどはその白旗をキャンバスに変えて正気の世界にいる「私の中の私」が思い浮かべる絵を描いていきたいということです。そして私の目の前にいるたくさんの仲間、みんなそれぞれ思い描く絵はあると思いますが、他の人と違っていても良いのだから、それぞれが持っている心のキャンバスに好きな色を使い、思い描くこれからの自分を考えて、前向きに生きていきたいと思っています。



#### ～木津川ダルクよりご報告～

拝啓 緑照り映える時節、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、この度私は、NPO法人アパリより独立し、あらためて依存症回復支援施設木津川ダルクを運営する事といたしました。

私はダルク、アパリにおいてアディクトの回復支援とその家族支援に携わってきましたが、今後もその経験を地域に生かしてまいりたいと考えております。

依存者回復支援は、より多様になりその取り組みは、まだまだ始まったばかりですが、多くの関係者や関係機関とより密に連携を取り、様々なアディクション回復支援に取り組んでいく所存でございます。当然、アパリ東京本部と連携を取り回復支援の充実を図っていく予定です。

また、新たな令和の幕開けとともに、京都府相楽保護区保護司として委嘱を受けました。

まだまだ若輩者ですが、更生保護の発展のためにも精一杯尽くしてまいります。なにとぞお見知りおきの程よろしくお願い申し上げます。

まずは、書中をもってご挨拶申し上げます。

敬具

令和元年5月吉日

木津川ダルク 代表 加藤 武士

〒619-0214 京都府木津川市木津内田山117

電話&FAX：0774-51-6597 E-MAIL：kizugawa.darc@gmail.com



特定非営利活動法人  
アジア太平洋地域アディクション研究所

○アパリ東京本部  
〒162-0055  
東京都新宿区余丁町14-4  
AICビル1階  
電話：03-5925-8848  
FAX：03-5925-8984  
Email：info@apari.jp

○藤岡ダルク  
〒375-0047  
群馬県藤岡市上日野2594番地  
電話：0274-28-0311  
FAX：0274-28-0313  
○入寮費：月額13万円+生活費  
1日千円（初月のみ14.5万円）  
（税別）  
\*生活保護の方も可能  
○入寮条件：薬物依存症から  
回復及び自立をしようとして  
いる本人。男性のみ。  
○入寮期間：個人により差が  
あります。  
<http://www.fujiokadarc.com/>



ホームページをぜひご覧ください。  
<http://www.apari.jp/npo/>  
Facebookもやっています！

発行者：近藤恒夫  
編集責任者：志立玲子  
令和元年5月1日発行  
定価 1部 100円

## ＜司法サポートのご案内＞

《薬物事犯で逮捕された刑事被告人に対する支援》

薬物犯罪で逮捕されたら刑務所に行くか、再犯防止に向けた何の取り組みもないまま執行猶予の判決を受け、また薬物のある日常に戻るしかない日本において、はじめて刑罰以外の再犯防止に向けた取り組みです。

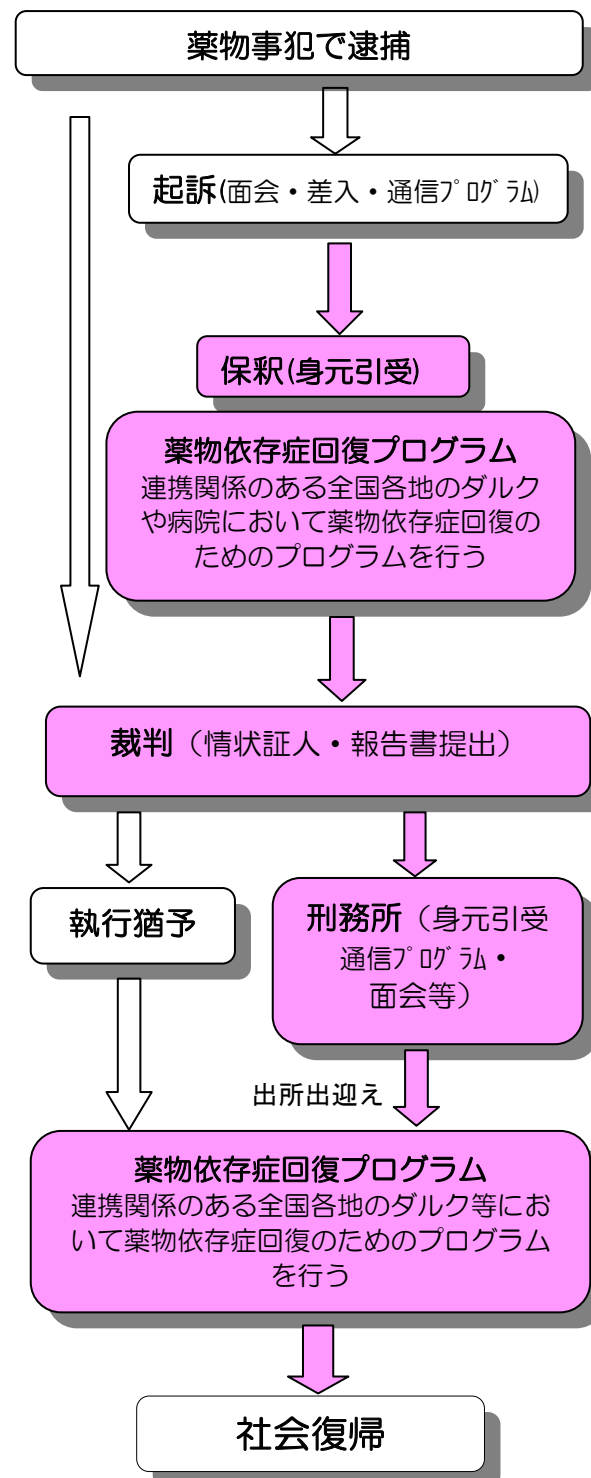
保釈中の刑事被告人に対する薬物研修プログラム、情状証人出廷、上申書作成、入寮契約、身元引受契約、出所出迎え、法律相談などあらゆるニーズにお応えします。なお、アパリの司法サポートを利用された方の再犯率は10%以下です。裁判中のプログラムの提供、受刑中の身元引受、出所出迎えに行ったりハビリ施設に繋げるお手伝いをします。

ギャンブルの問題が原因で逮捕された方やクレプトマニアの方の司法サポートも行っています。（窃盗、横領、詐欺等）ご相談ください。

[費用:コーディネート契約料として一律20万円（税別）。交通費・宿泊費の実費が別途必要です]

【お問合せは東京本部まで】

## アパリの支援



## ＜アパリ家族教室スケジュール・東京＞

第1月曜	連続講座	第3月曜	アディクション関連講座
5/13(月) ※変更	第3回 薬物依存症の心にある2つの考え	5/20(月)	No.52 近藤 恒夫 「なぜ私たちはここにいるのか？」
6/3(月)	第4回 本人・家族の心の成長-自立心・自尊心を伸ばす関わり	6/17(月)	家族のための12ステップ講座 ステップ1,2,3
7/1(月)	第5回 気持ちの回復:家族自身の気持ちと本人の気持ちの両方を大事にする	7/22(月) ※変更	家族のための12ステップ講座 ステップ4,5,6
8/5(月)	第6回 子どもの成長を助ける関わりについて	8月	8/18(日)～19(月) 家族教室 北軽井沢ワークショップ
9/2(月)	第7回 薬物問題を持つ人の家族の回復プログラム	9/9(月) ※変更	No.53 ダルクスタッフの体験談

### 【対象】

○連続講座(全8回)は家族のみが参加可能で、どの回からも参加できます。  
○アディクション関連講座はどなたでも参加できます。

【時間】18:30～20:30 【場所】アパリ東京本部 AICビル1階 ミーティングルーム  
【参加費】3,000円（2名以上の場合は4,000円） 【申し込み】不要